

十九世紀末朝鮮における露日両国の帝国権益対立の歴史

——ロシア国立海軍文書館所蔵史料より——

V・S・ソボレフ

十九世紀末、極東での影響力の優位をめぐる列国の争いが先鋭化した。この争いの中で広く用いられた手段と方法は、当該地域での外交活動の積極化、軍事的存在の強化、借款貸与、鉄道、電信その他の利権の獲得、土地の租借、などであった。

この時期、ロシアと日本の帝国権益が対立した重要な対象の一つであったのが朝鮮である。

よく知られているように、日本は、すでに中世において、朝鮮領有の権利を一度ならず主張し、時には軍事力を用いて朝鮮を属国関係に置くことを目指した。いにしえの日本の英雄たちの朝鮮征伐の伝説は国民の記憶に生きており、この時期国内で支配的であった愛国思想の実際的構成要素のひとつであった。

この背景があったからこそ、日本政界の一部には、日本が初めて朝鮮の独立を認めた一八七六年の両国間条約に不満があった。当時の駐日公使ストルウーヴェの報告によれば、「(日本は)この国に対してかつて持っていた領有権を放棄した。今となつては、以前のような朝鮮の日本への属国関係を取り戻すことははや出来ない」として、当時反政府の立場をとる人々は、日本政府を非難した、というのである。⁽¹⁾

駐日ロシア公使であったR・R・ローゼン男爵(ロシア駐日公使。在職は一八七五—一八七九、一八九七—一八九九、一九〇二—一九〇四年

〔V・ソボレフ注〕は、日本についての深い知識の持ち主であったことから、ロシア外務省への報告の中でつぎのような一節を記している。「…日本の歴史及び日本民族の性格をよく知る者は、すべて以下の意見に賛成するであろうことを私は確信する。すなわち、日本政府は、いかなる政府であろうとも、また何党に所属しようとも、朝鮮に対するあらゆる権利主張を日本が公然と放棄し、朝鮮保護に類するような何らかのものが我国に供与されることを基礎とする対露協定に応じることはなく、その方向に動くこともありえない⁽²⁾」。

一般的に言つて、人類の歴史が示すように、上記のような伝説や神話が、民族の運命に著しい影響を持つことは稀ではない。もつとも、それらの持つイデオロギー的方向性が、民族の実際の利益及び実際的可能性をまったく反映していないこともしばしばであるが。

ロシア民族の愛国意識において同様な役割を長年にわたつて演じていたのが、キエフ大公オレグとイーゴリのツァリグラード【コンスタンチノーブルのこと】*への勝利の遠征の伝説である。ボスポラス海峡とダーダネス海峡を領有しようとするロシアの伝説的志向故に、様々な戦争で、人間の血が大量に流された。

これに関連して指摘しておきたいのは、我々の見解では、国家の帝国的権益は、必ずしもその国家の国民的利益とは合致しないということ



P. P. トゥイルトフ提督

ある。

ロシアでは十九世紀末にかけて、きわめて影響力の強い政治勢力が、同様に、朝鮮に対するロシアの保護統治の確立を目指す計画をあたためていた。この考えは、極東全体において優位を占めようとする帝国としての計画実現と表裏一体をなすものであった。

すでに一八八四年にI・F・リハチヨフ提督は海軍元帥アレクセイ・アレクサンドロヴィチ大公に宛てた「覚え書」の中で、朝鮮の重要な戦略的意義を指摘し、次のように記している。「：ロシアにとり、我が国と中国、及び日本の間の中間的位置を占める朝鮮半島に、誰が確たる拠を置くかは、およそ無関係なことではありえない。中国あるいは日本の保護統治をロシアのそれに代え、朝鮮を我国の利益と連動させなければならぬ：これこそが我国の極東政策が目指すべきものである。」³⁾

その後年月が流れ、I・F・リハチヨフ提督のこの「覚え書」の中で

打ち出された考えが更に発展していった。例えば、一八九五年七月、太平洋艦隊司令官E・I・アレクセエフ提督は、直属の上官であるP・P・トゥイルトフ提督に宛てて以下のように記している。「：ロシアの国益という点からして、朝鮮半島の行方が我々にとつて無関心なものではないのであれば、我々の残されている道は、日本の影響力に対して、即刻、彼らと同等の武器でもつて戦端を開き、：朝鮮からの日本の軍隊と役人の一掃を貫徹することしかない。」⁴⁾

この外交問題がロシアの新聞でどのように扱われたかは、我々の興味を引くところである。愛国主義的立場の有力な新聞のひとつである「モスクワ報知」の一八九八年三月十七日付の社説では、特に次のことが述べられている。「アレクサンドル三世のロシアは、ヨーロッパにおける平和を自国に保障した後、その目を極東に向けた。完成間近い大シベリア鉄道を力に、近い将来、ロシアが極東で第一義的地位を占めることが急務と見て取ったのである。」⁵⁾（「大シベリア鉄道」の建設が終了したのは、この社説が出た日から十八年後、すなわち一九一六年である〔V・ソボレフ注〕）。

ロシアが旅順に拠を置いたことに付いては、同じく愛国主義的立場に立つ他の有力紙「サンクト・ペテルブルグ報知」の論調も同様で、一八九八年三月二十三日付の同紙の社説では次のように述べられている。「黄海の岸辺にロシア艦隊が拠を置いたことは：我国千年の歴史の強固な論理が生み出したものである：中国との間に成立したばかりのこの条約を全面的に是認するものがロシア民族の過去の中にあるのだ。」⁶⁾

簡単ではあるが、以上が十九世紀末にかけて生成された、朝鮮半島におけるロシアと日本の帝国権益対立の政治・歴史的前提と基盤である。「大シベリア鉄道」の建設が終了したのは、この社説が書かれた日から十八年後の一九一六年である。

二〇〇八年、我々はロシア国立海軍文書館所蔵のフォンド中からこのテーマに関する史料に絞った調査を行った。この調査作業の結果、一連の文書の中に反映されたかたちで、当時を伝える情報の集積体が当文書館に所在することが判明した。

すべての文書集積を詳しく調べた結果、基本的に、それらを二つに下位分類することが適切と判断できる。その第一は、本論文で対象とする地域に派遣されたロシア外交官たちの文書である。

まず挙げるべきは、ソウル、東京、北京にいるロシア外務省の公的代
表者たちからの情報である（これらはしばしば「極秘」扱いになっている）。これらの文書と密接に関連しているのが、公的代表者間で交わされた往復書簡史料である。

そして最後に我々の注意を引いたのは、ロシア外交官と、極東に配置された部隊、及び艦船を指揮下に収めていたロシアの軍事指令代表者との間で交わされた往復書簡である。なお、遠く離れたこの地域におけるロシアの軍事的プレゼンスは、基本的に海軍によって実現されていた。

第二の種類の文書に属するのは、極東に配置された海軍の部隊及び艦船の活動の結果としてロシア国立海軍文書館に保存されている史料である。

まず第一に挙げられるのが、海軍指令官がペテルブルグの上層部及び海軍参謀本部に宛てた報告書である。次に続くのが、地域内の様々な地点から個々の戦艦の艦長が艦隊長官に宛てた報告書である。

後者の中で特に興味を引くのは、定位置で哨戒に当たっていた艦船の艦長の報告書である。そのような「常駐者」のひとつが当時チェムリポ
【以下、**濟物浦**】にいた。「常駐」していることにより、短期間の訪問者である戦艦に比して、必要な情報収集のための可能性がより多く得られた。

一方、指令官クラスは、上述のように、当該地域におけるロシアの権益代表である外交官と常に接触を保ち、書簡往復をしていた。

言うまでもなく、上記二種類の文書史料は、いずれも各々の特殊性と特徴点を備えていた。この質的違いは何よりも、それら文書の作成者が異なっていることに条件づけられており、職業的色合いが濃くにじみ出ている（外交文書と軍事文書）。

我々の研究にとっては、この問題についてこれ以上詳細に検討する必要性はないと思う。

その一方で、この二種類の文書は、きわめて顕著な共通点を有していた。何よりも、これらすべての文書の作成者は、ロシアの公的代
表者、多くの場合において真の愛国者であり、かなりの高官たちであった。

文書の作成者自身の立場は、何よりもまず、あらゆる手段を尽くしてロシアの権益を擁護しようとする志向に基づいていた。故に、これら文書には、日本の行動に対して明確に表された否定的評価も見られる。

従って、当時の出来事のも最も客観的かつ歴史的に信頼できる構図を再現するためには、今後、これらロシア側の文書から引き出された情報を、作成者が日本人の外交官及び軍人、すなわち自国の権益を擁護していた日本役人の文書から引き出された情報と比較対照することが妥当であろう。

我々が調査した文書史料のもう一つの特徴点は、それらの作成者がきわめて文化的で、高い教養の持ち主であったということである。周知のように、十九世紀から二十世紀にかけて外交官も軍人もロシア帝国の教養あるエリート層の人たちであった。

この背景は、文書史料の質とその情報的価値を高めてくれる。それと同時に指摘しておかなければならないのは、これら文書作成者たちは、この時期に、遠く離れた地域におり、朝鮮国内にあっても、情

報的にきわめて限られた可能性しか持たず、手持ちの情報源もわずかなものであったということである。このことは、当該地域との経済・貿易面での結びつきがまだ弱く、またロシア人居住地も実質的になく、発達した在外公館網も存在していなかったことが原因となっていた。

現地住民との人種的及び宗教的な違いを克服することが困難であったことは言うまでもない。従って、史料に含まれる情報は確定的なものではなく、想定のな性格を帯びていることもしばしばで、時には不正確な情報も伝えられている。

具体的な例を一つ挙げれば、一八九五年九月【露曆、西曆十月八日】、日本人によって訓練された傭兵がソウルの宮廷を襲撃した。襲撃者たちが目指した目的のひとつは、朝廷内の反日グループを率いていた王妃を殺害することであった。この非常事態に当たり、在ソウル・ロシア領事から、濟物浦に「常駐」していた砲艦コリエツ号の艦長宛てに外交至急便が発せられた。領事は艦長に対して「いつ何時でも陸戦隊をソウルに送り込む準備に就く」よう要請し、それと同時に、「王妃は危険から逃れおさせたが、現在どこにいるのか不明である」と伝えた。⁷⁾

しかし実際には、日本の傭兵は宮廷内に突入し、王妃を殺害していた。国王の高宗は日本人によって監視下に置かれたが、一八九六年二月に入つて逃亡に成功し、その後、彼はロシア領事館の建物の中に身を隠した。

我々は、集めたすべての文書史料を年代順に整理した。更に、文書の出所を分析する中で、年代順の原則は崩さないで、史料の事実部分を記述対象別に、すなわち、まず日本側の意図と行動に関する情報を抜き出し、次にロシアの行動に関する情報を取つていった。

以下、我々が行った調査研究の結果を詳細に述べることにする。
朝鮮半島への日本の勢力拡大は、何よりもまず、何十年にわたつて朝鮮を自らの属国と見なしていた中国の帝国権益と衝突した。日本は、朝

鮮における中国の影響力を弱めるために外交的性格の試みを行った。例えば、一八七六年二月、日本と朝鮮の間で修好条約が結ばれ、条約の第一条では、朝鮮を「日本と同等の独立国家」と見なすことが謳われた。⁸⁾しかしながら、当時の外交往復書簡によれば、日本の目論見では、朝鮮の独立は、この条約の目的ではなかった、との指摘がなされている。

この条約は、中国の影響力を弱め、それに応じて、朝鮮におけるまさに日本の役割を強化するための戦略的手法に過ぎなかった。

在東京・ロシア公使K・ストルーヴェは、一八七六年三月十三日付の外務省宛報告書の中で、この条約の目的は、「朝鮮政府をして中国に対するあらゆる属国関係を破棄させる」ことであると明確に指摘している。⁹⁾

一方中国側は、あらゆる手段を用いて、朝鮮における自己の優越的地位を保持することを試みた。特に中国政府の不満を買ったのは、朝鮮の国際的地位の体系的・法的形式化の過程である。

一八八〇年代前半、朝鮮はヨーロッパの数カ国と条約を結ぶことに成功した。それらヨーロッパ諸国の外交代表者は、ソウルの宮廷付きに任命された。

朝鮮独立に向けての次の一步は、今度は自国の外交代表者を世界の列強に派遣するという、朝鮮国王のごく当然な願望を実現することであった。

この試みは、例の如く、北京政府の不興を買った。

この時期の外交往復書簡の中に、在ソウル・中国大使が朝鮮政府に対し、軍事占領をちらつかせて威嚇し、中国の外交代表者が朝鮮人住民と中国人住民間の衝突を扇動した、という情報が記されている。

このような状況下でありながら、朝鮮国王は、一八八六年、自らの公代表者を日本に、一八八七年には同様の資格で皇太子ミン [Imhmin Mun] をサンクト・ペテルブルグ在駐としてヨーロッパに、また、公式

代表者をアメリカ合衆国に、それぞれ派遣した。

ロシアの砲艦シブチ号艦長O・V・スタルクが上司に宛てた報告書の中に、朝鮮公使の合衆国への派遣の一部詳細が伝えられている。⁽¹⁰⁾ 中国側に、朝鮮公使の済物浦からの船による出立日時がもたらされた。と同時に、中国は、その出立を阻止すべく、戦艦七隻から成る艦隊を済物浦に派遣した。朝鮮公使は中国艦隊が到着する数時間前に、急遽アメリカの船で出港することに成功した。

一八七六年の条約調印後も、日本はあらゆる手段を用いて、朝鮮における非公式的な駐在と経済的影響力の強化を続ける。商業活動、土地の租借、日本人居住区の創設などが積極的に進められた。

二つの日本人居住区に関する興味深い情報が、一八九〇年十月にロシアのクリッパー艦ヂギト号艦長が海軍元帥アレクセイ・アレクサンドロヴィチ大公に宛てた報告書の中に含まれている。⁽¹¹⁾ これらの居住区は朝鮮の都市元山からほど遠くないところに設けられた。第一の居住区には約八百名の日本人が居住し、日本領事館の管轄下にあった。居住区には、日本の税関、日本政府所管の保管倉庫、石炭倉庫などが置かれていた。ソリオ【Copio】という名の第二の居住区には、約三千名の日本人が住んでいた。この居住区も日本領事館の管轄下にあつて、自前の警察も設置された。ソリオには、商船用の港、日本政府所管の税関、保管倉庫、石炭倉庫が置かれていた。

ここで注目すべきは、二つの居住区とも日本官憲の管轄下にあつた（しかも独立国家の領土内）ということである。いずれの居住区にも石炭倉庫が置かれていたが、そのことは当時では、海軍が駐屯する可能性を保障する主要な要素のひとつであった。ロシア海軍士官はその報告の中で、日本人居住区に共通するもう一つの特徴として、近隣に存在する朝鮮人居住区とは異なり、見た目がきわめて小綺麗な印象を受けたと

述べている。

朝鮮におけるロシアと日本の帝国権益対立先鋭化の引き金となったのは、一八九四年に始まった日清戦争である。一八九四年五月、朝鮮の南部地方で農民蜂起が勃発した。蜂起者は政府軍に勝利を収め、ソウルに向けて進軍を開始した。その時中国は、朝鮮を属国と見なしていたことから、蜂起者のソウルへの進攻を阻止し彼らを粉砕する目的で、自国の軍隊を派遣した。アサン【牙山】に千二百名に及ぶ中国軍が上陸した。⁽¹²⁾ これと時を同じくして、日本も自国民保護の名目で朝鮮に軍隊を出動させた。

我々の調査で、その当時、済物浦に「常駐」していた砲艦コリエツ号の艦長が一八九四年五月から六月の間に上官に宛てた報告書が数通発見されたが、その中に日本と中国の軍事紛争の進展に関する興味深い情報が含まれている。

例えば、一八九四年六月十一日付の報告書の中で、六月三日と四日【露暦】に済物浦に日本の商船が十二隻到着し、それらを伊東【祐亨】大将【当時は中将】指揮下の数隻の戦艦が護衛していた。そして三千名以上の日本軍人が上陸し、大砲と様々な装備が陸揚げされた。日本軍は済物浦からソウルに向けて移動した。⁽¹³⁾

報告書の作成者は、日本軍の軍備、軍服は申し分ない状態であること指摘している。更に報告書の中では、中国人住民が自分たちの財産をあっさりと放棄し、大挙して中国を後にした、と記されている。

それから数日後に発送されたもう一つの報告書では、朝鮮における日本の軍事的エスカレートが続行されていることが指摘されている。「石炭と軍事物資を積んだ船が毎日やって来ている」。中でも次の一節は我々の注目を引く。「多くの日本人は降り立った時は私服を着ていたが、上陸すると軍服に着替えた」。報告書の作成者であるロシア海軍士官は、

「これらの人々は急遽予備役から召集された人たちであった」と推定をしたが、その職業的観察力は正当に評価されなければならない⁽¹⁴⁾（すなわち、当時の日本にはすでに動員体制が整備されていたということである）。更に、ロシア海軍士官たちの報告書では、日本のかくも精力的な軍事介入は中国にとっては全く思いもかけなかったことで、そのことが中国の行動の組織性を崩したことが再三指摘されている。

七月、中国軍はセイクヴァン【成歛】付近で日本軍に打破され、八月には日本の戦艦が中国艦隊を攻撃し、撃破した。中国軍の一部は壊滅し、一部は朝鮮全土に散らばっていった。その際ある者はキリスト教宣教師に助けを求めた。というのは、彼らは、日本の捕虜として引き渡された場合には命を奪われると思っていたからである⁽¹⁵⁾。

中国に対する戦闘行動と平行して、日本人は、内政的性格の朝鮮国内の再編を積極的に組織していった。

在ソウル・ロシア領事K・ヴェーベルは、一八九四年八月十七日、太平洋艦隊司令官P・P・トゥイルトフ提督に宛てて朝鮮の首都での最近の出来事に関する情報を送った。中でも彼は、三万五千名にも及ぶ日本軍がソウル近郊に配置されていることを伝えている。首都ソウルには、日本の軍部により、国の再編を組織するための政府委員会が創設され、そこには十七名の朝鮮人高官が名を連ねたが、委員会の活動を実際に指導したのは日本人たちであった。更にK・ヴェーベルは、「国内は無政府状態を呈し、また、朝鮮人住民の日本人に対する憎しみは大きく、従って改革など考えられない状況である」と指摘している⁽¹⁶⁾。

一八九四年七月十一日【露暦、西暦七月二十三日】、日本軍はソウルの朝鮮宮廷を占拠し、他ならぬ国王を人質に取った。この件に関して、ソウル在駐の外交団は、当然、日本外務省に対して照会を行った。日本は国王奪取の情報を公式に否定し、外交団のために国王謁見を挙行した。

確かに謁見ではあったが、西欧の外交官たちの言によれば、その儀式での「国王の姿は哀れ極まるものであった」⁽¹⁷⁾。

この件に関して興味深いのは、在ソウル・ロシア公使K・ヴェーベルが太平洋艦隊司令官P・P・トゥイルトフ提督に宛てた一八九五年四月十四日付の書簡である。その書簡の中で特に次のように記されている。

「独立宣言と改革の導入という誘惑的な装いの下に、この国の隷属化と日本の政治的、及び、商業的権益への従属を目指した野心的目論見が隠されている。朝鮮人は、言うまでもなく、公然たる反対行動を自分たちの新しい保護者に対して示す状態にはなかったが、日本人に対する長年の憎しみは弱まることはなかった」⁽¹⁸⁾。

一八九五年四月五日【露暦、西暦四月十七日】、戦争に敗れた中国は下関で日本との講和条約を調印することを余儀なくされた。この条約に従って中国は朝鮮の独立を認め、更に、満州の南部（遼東半島）、台湾島、澎湖列島を日本に割譲した。それに加えて、日本は二億両の賠償金と中国国内水域の航行権を得、貿易のために揚子江流域の四つの港が開港された。

このような並々ならぬ日本の立場強化に触発されたロシアは、この問題に対して幾つかのヨーロッパ列強による外交干渉を策定した。ロシア、フランス、ドイツ共同の外交措置により、日本は講和条件の修正を余儀なくされた。中でも日本は遼東半島の領有を断念することとなった。

下関条約調印後、朝鮮国内に生じた政治状況に関する興味深い観察が、K・ヴェーベルがP・P・トゥイルトフ提督に宛てて送った一八九五年六月二十八日付のもう一つの文書の中に含まれている。ロシア外交官は、朝鮮国内の日本軍の総数は約四千四百七十名と伝えている。日本軍は主に、イチソウ【*Ichu-soo* 義州か】からソウル、さらに南の釜山に向けて、朝鮮の北から南に伸びる日本の電信線、及び旅順に向かう電信

線に沿って配備されていた。ヴェーベルはその書簡の中で次のような事実を指摘している。「朝鮮は日本の軍隊で埋まり、日本の指導員、顧問、教師その他が大量に押し寄せてきている。日本人の不法かつ強圧的な統治、そして朝鮮に対する日本人の侮辱的な専横、それらはすべては穏健派の朝鮮人の間にさえ疑念の塊を呼び起こし、彼らをして、国王が自らの個人的尊厳のみならず、自分の不幸な国の尊厳と独立を守ることに無力であることを強く非難させるに十分であった」⁽¹⁹⁾。

一八九五年の夏に朝鮮に駐在していたE・I・アレクセエフ提督は、直属の上官P・P・トゥイルトフ提督に宛て、次のように報告している。「中国との戦争から一年の間に、日本は、商業、精力的な移民、及び国内への自国軍隊の駐留という手段でもって、朝鮮に対する影響力の拡大に多大の成功を取めた：過去十年にわたって朝鮮において独占的影響力を行使していた中国人は、今や完全に押し出され、日本の役人、商人が彼らに取って代わった：のみならず、国内の電信、財政も日本政府の従属下に置かれている：日本人住民は日本の行政機関によって管轄されている」⁽²⁰⁾。

我々は、日本人居住区の一つに関する、より具体的な情報を巡洋艦アドミラル・ナヒーモフ号艦長が、一八九五年末、上官に宛てた報告書の中に見出した。元山近郊の「日本人町」には千五百名の日本人が居住し、その数は増加し続けている。町では「本格的日本家屋」及び、全部で六百名から八百名程度の兵士を収容できる大きな仮兵舎の建設が進められている⁽²¹⁾。居住区の警備を行っているのは「日本軍の予備部隊」である。更に、報告書の作成者は次のように指摘している。元山市内の「商業はすべて日本人の手中にある。日本の通貨が流通され、日本の銀行の支店が二つと保険会社が開設された。日本商人の扱う品に対しては、それを担保に最大五十%の貸付金が与えられ、同地で「責任をもって」受け

入れられているのは、日本の旗を付けて入ってくる貨物のみである。日本人はここでは主人で、朝鮮人はその従僕である」⁽²²⁾。

以下、十九世紀末に朝鮮国内がいかなる状況になっているかをつづさに物語るものとして、一八九八年八月に在ソウル・ロシア領事館から本省に送られた情報の一部を引用することにする。この文書の中ではとりわけ次のようなことが述べられている。「ソウルの政治的状況は、外国の外交代表者たちによる細かい策動と化した。この混沌の中で日本のみがゆつくりではあるが、確実に自己の目的に向かって進んでおり、新たな開港地におけるすべての土地の買い占め、天然資源の採掘権の取得を行い、国全体を徐々に植民地化し、自国の産業製品で埋め尽くしている：済物浦は、広大な日本「租界」と化し、日本の警察によって警備されている：またマクノ【Makno 木浦か】港は事実上日本人が押さえ、土地をすべて買い占め町を建設している：朝鮮の他の開港地においても同様の状況である」⁽²³⁾。

ここで指摘しておかなければならないのは、ロシアの軍代表者たちも朝鮮におけるロシアの立場の強化に向けての具体的な方策を確実に進めていたことである。

例えば、一八八七年十月太平洋にいた部隊の指揮官A・A・コルニコフ海軍少将は海軍元帥アレクセイ・アレクサンドロヴィチ大公に宛てて、ロシアの戦艦が朝鮮政府の許可なしに朝鮮の沿岸沿いに水路調査を行っていることを報告している。一八八六年から一八八七年にかけて、クリッパー艦クレイセル号と砲艦シヴチ号により、ゴシケヴィチ湾の波に洗われる朝鮮東海岸を三八〇マイルにわたって測量が行われた。A・A・コルニコフは、「：ロシア領土に接した沿岸の測量調査は海軍にとって大きな重要性を持つ」と断言している。ペテルブルグのアレクセイ・アレクサンドロヴィチ大公宛に朝鮮沿岸の地図も送られた。

朝鮮における支配的地位をめぐっての日清戦争の勃発を受けて、この地域におけるロシア外交官と軍人の活動も積極化した。

我々が探索した文書史料には、この時期、朝鮮国王の信頼が厚かった在ソウル・ロシア公使K・ヴェーベルが、国王に対してきわめて重大な影響力を持つに至ったことが、一度ならず記されている。すでに上で述べたように、一八九五年九月二十六日【露暦】、ソウルで日本が企てた国家転覆の試みの後は、国王高宗は日本人の監視下に置かれていた。しかしながら一八九六年二月、国王は監視下からの脱出に成功し、ソウルのロシア領事館が隠れ家として供与され、以後、一年以上にわたって、国王はそこから国を支配した。

日本と中国の軍事紛争の勃発後、当該地域に配備されているロシアの軍艦は高度の戦闘準備態勢に入った。砲艦コリエツ号の艦長は、一八九四年六月末、上官に宛てた報告書の中で、上陸部隊が組織され、バルストフスキー号に大砲が装備され、同艦で戦闘訓練が集中的に行われたことを報告した。⁽²⁴⁾

緊張地域におけるロシアの軍事的存在を強める目的で、ウラジオストクの太平洋艦隊の主要基地から朝鮮沿岸に向けて戦艦が派遣された。各艦の艦長は日本と中国間の紛争地域での行動についての具体的な訓令を艦隊司令官から受け取った。

例えば、一八九四年九月、巡洋艦ルウイングダ号艦長に宛てられた訓令では、以下の作戦情報を収集し司令部に伝えるよう指示してある。

— 日本軍の行動部隊への補給に対する元山の役割。

— 日本軍の駐屯位置。

— 元山市内の情勢（この港町で権力は具体的に誰に属しているのか？）

訓令では更に、現地の住民と日本軍部との間の関係を整理することが指示されている。⁽²⁵⁾



S. O. マカロフ提督

これと同時に、艦長は、ロシア商人S・シエヴェリヨフ所有の倉庫が日本のクーリー【苦力】（荷役人）によって略奪された件を捜査するよう命じられた。

日清戦争の結果生じた極東情勢につき、ロシア政府は、きわめて不穏なものとの見方をしていた。ペテルブルグでは、S・O・マカロフ提督指揮下の艦隊を急速地中海から朝鮮沿岸に差し向ける決定がなされた。

このように、ロシアはこの地域に二つの艦隊、すなわちE・I・アレクセエフ提督指揮下の太平洋艦隊とS・O・マカロフ提督指揮下の地中海艦隊を集結させた。この「連合艦隊」の指揮権はP・P・トゥイルトフ提督に与えられた。

この時期、朝鮮政府と政治情勢について会談をするためにロシアの高官、特に軍の上層部がソウルを訪れた。太平洋艦隊司令官E・I・アレクセエフ提督もその一人で、朝鮮国王と数回にわたり個人的な会談を持つ

た。

更にE・I・アレクセエフは、一八九五年夏、仮に日本と戦争になった場合、ロシア艦隊の基地となりうる港を調査するために、旗艦ウラジミール・モノマフ号で中国と朝鮮の一連の港を訪問した。

ロシア国立海軍文書館には、E・I・アレクセエフが直属の上官であるP・P・トゥイルトフ宛てに送った、朝鮮訪問に関する詳細な報告書が保存されている。そのうちの一つで、一八九五年七月に発送された報告書の中に、ロシアにとり必要な朝鮮情勢の分析がなされている。「朝鮮国民、及び、朝鮮国王一族双方に対する日本の度を越した尊大なやり方は、隣国であり、なおかつ強大な国家であるロシアのみが、朝鮮に助力しうる、という有利な方向に大きく作用した…そのため、今やソウルにおいては我国の影響力は優勢となっている」⁽²⁶⁾。続けて提督は次のように記している。「残念ながら、ロシアにとって有利な情勢にもかかわらず、我国の影響力は心情的なものに留まっているのみで、それ以上のものがない。朝鮮には我国の影響力が依って立つ根拠となるべき、ロシアの国民も、商業も、他の物質的利益も何らない…また我国の政府も、このような状況の中でいかに行動すべきかの明確な方針を未だ決定できていない…」。

この時期、朝鮮国王がロシアとの友好関係に興味を示していたことは指摘しておかなければならない。一八九六年五月、朝鮮国王によりニコライ二世の戴冠式に特別使節団が派遣された。ニコライ二世の引見時に、朝鮮の代表者は、国王警護組織、国民軍創設と訓練のためにロシアの軍事教官を朝鮮に派遣して欲しいという、国王よりの要請を伝えた。ロシア皇帝はこの件に関し賛意を表し、しかるべき指示が陸軍大臣に与えられた。

同件の統括に当たったのは、参謀本部のD・V・プチャタ陸軍大佐で

あった。彼により、三年間に六千名の正規軍を準備する計画が作成された。ロシアの軍事教官の第一陣がソウルに到着したのは、一八九六年十月で、その構成は士官二名、下士官十名、及び軍医からなるものであった。

一八九〇年代終わりにかけて、極東の海軍司令部にとって生じた焦眉の課題は、何らかのやり方で艦隊の停泊基地をもう一つ獲得することであった。その基地は、ウラジオストクとは異なり不凍港で、一年を通して航行に適し、日本を相手に想定されうる軍事行動の領域に出来るだけ近い場所でなければならなかった。

この目的実現のために、ロシア海軍司令部が、幾つかの案を検討したことが、文書に示されている。最初に釜山港の有用性が論議されたが、この問題を詳細に調査した結果、司令部は別の選択をすることになり、マザンボ [Mazanbo] 以下、馬山浦] 湾が候補に挙がった。この件に関して、一八九七年十一月、太平洋艦隊司令官はアレクセイ・アレクサンドロヴィチ大公に次のように報告している。「…釜山のすぐ近くの馬山浦湾に大規模な戦略の上陸にとりあらゆる点から優れた港があり、そこを拠点に釜山を陸上からは完全に孤立させ、海上からもほぼ完全に封鎖することも可能である」⁽²⁷⁾。

同件についての往復書簡の中に、我々をいささか驚かせるある状況が記されている。ロシアの司令部代表者たちは、釜山と馬山浦両地点の利点と欠点を論議するに当たり、それらが独立した外国国家の港ではなく、あたかもロシア帝国の領土内に存在する地点であるかのように、驚くべき気軽さと疑いのなさで対応している。例えば次のような果敢な表現が見られる。「最も簡単な解決法は我々が釜山を占拠することである」〔我々〕とはすなわちロシアを指す〔V・ソボレフ注〕。この時期ロシア海軍司令部は、当該地域における海軍の全面的な優越を確信していた

と推定することができる。

日本との戦争に中国が敗れた後、世界の列強が中国における自国勢力の拡張活動を積極化させたことを指摘しておかなくてはならない。例えばロシアは、一八九六年五月、中国との同盟条約の調印を達成し、それにより満州經由の鉄道敷設権を取得し、ロシア艦船は中国の港への寄港権を得た。この条約を発展させたかたちで、一八九六年八月、中国との間に東清鉄道建設に関する条約を締結した。この事業は、我々の見るところでは、太平洋に強力な装甲艦隊を創設し、中国あるいは日本の海域にロシアのために不凍港を獲得するという、すでに一八九五年十一月に採択されたロシア政府決定を実現する計画の欠けべからざる部分をなすものであった。

一方ドイツは、一八九七年十一月二日、山東半島南岸の膠州湾に自国の艦隊を入れ、そこに部隊を上陸させた。

一八九七年十一月末、イギリス艦隊は台湾島（フォーモサ）に來航した。

これら一連の出来事の中で、一八九七年十二月二日、ロシアの艦船部隊は旅順に入港し、その行動の延長として、一八九八年二月、ロシアと中国との交渉が開始され、同年三月十五日、旅順と大連を含む遼東半島南部を二十五年間ロシアに供与する協定の調印で、交渉は締め括られた。

文書史料が如実に示しているところによれば、逆説的に思えるかも知れないが、ロシアのこのような果敢な行動は、日本政府に、朝鮮におけるロシアと日本の対立が弱体化されるであろうとの期待を抱かせた。東京の政府内の一部では次のような因果関係が論理的と見なされたようである。「もしロシアが最終的に不凍港を手に入れたならば、ロシアは朝鮮における権利主張を幾分は控えめにするにちがいない」。

在東京・ロシア公使 R・R・ローゼンは、一八九八年三月末、外務省

へ送った定期報告書の中で、とりわけ次のことを記している。我国による旅順と大連の入手と「それら重要拠点を手放さないという我国の意志に呼応して、日本政府の中に、朝鮮をめぐる権益を両国が円満に分け合うことを基盤とした、ロシアとの接近の可能性への期待も高まった」：従って、我国が朝鮮問題に関して日本と全面的かつ最終的な合意に至る用意があるという声明は、真正正銘の公然たる喜びでもって迎えられた⁽²⁸⁾。

ここで強調しなければならぬのは、ロシアの外交関係者が、朝鮮での露日対立を何らかのかたちで緩和する方向での真剣な努力を重ねたことである。両国の外交官の共同努力の結果、一八九八年四月十三日、東京で朝鮮における露日双方の立場を調停する協定が調印された。協定第一条には次のことが謳われている。「ロシアと日本は朝鮮の自立と完全な独立を承認し、この国の内政に対するあらゆる直接的介入を互いに控える義務を負う⁽²⁹⁾」。これに加えてロシアは、「日本・朝鮮間の商業及び工業関係の発展をいかなるかたちでも妨げることはしない」という義務を負った。双方はまた、自国の顧問及び軍事教官を朝鮮から召還すること⁽³⁰⁾で合意した。

外務大臣 M・N・ムラヴィヨフ伯爵は一八九八年四月十六日付の書簡の中で、海軍省長官 P・P・トゥイルトフに「成立した協定」のことを伝え、「今や我国の上陸部隊を朝鮮から召還することに何ら障害は存在しない」と記している⁽³⁰⁾。

しかしながら、残念なことに、このような肯定的な方向は、その後順調に発展することなく、最終的には、朝鮮半島におけるロシアと日本の帝国権益の対立緩和において見るべき成果を挙げることができなかった。

在東京・ロシア公使 R・R・ローゼン伯爵は、上掲一八九八年三月の外務省宛て報告書の中で、朝鮮問題の早期解決に付き、次のように疑念を述べている。「：朝鮮における我国の地位は依然としてきわめて微妙

である。なぜならば、この国における我国と日本の影響力の不可避な争いを完全に排除しうるような協定というものは想定しえないからである：すべては、現地在駐の両国政府関係者の個人的裁量、及び理性的な努力の程度にかかっている：」(R・R・ローゼンがここで念頭に置いているのは、何よりもまず外交官と軍人である)。

両国の権益対立の速やかな、かつ平和的な解決が不可能であった原因について、試みに主なものを幾つか挙げ、整理してみよう。

第一に、「問題の価値」があまりにも高価であった。朝鮮は東南アジア全体の中で重要な戦略的位置を占めているのに加えて、その領土がロシア、中国、日本の中間に位置していた。この状況が、ロシアと日本両国による、この地域での優勢的地位獲得計画の実現において第一義的意味を持っていた。

第二に、両国ともすでに朝鮮内政への介入を積極的に押し進めていた。我々の見るところでは、この点において日本はロシアに比してはるかに大きな成果を上げていた。政策の後退というのは、しばしば、支配エリート層にとって否定的な結果をもたらすものである。

第三に、ロシアにおいても日本においても、政治的支配層が、一律に、軍事紛争の一步手前の状態を平和的に解決することに興味を示していたわけでは、決してなかった。

この重要な点に付き、ロシアを例に具体的に例証するならば、この問題に関して二つのグループの役人、すなわち外交官と軍人として立場が必ずしも一致していなかった。

すでに上で指摘したように、ロシアが旅順の取得に成功したのは基本的に外交努力の成果であり、朝鮮問題に関して、一八九八年四月、日本と協定を調印したのも外交官の尽力によるものであった。この方向を更に発展させるべきであると思われるが、しかしながら軍部の一部の指導

者たちは日本との相互関係において別の道、すなわち軍事的エスカレーター
の方向を選んだ。

具体的には、一八九八年六月、海軍省長官P・P・トゥイルトフ提督は、外務大臣M・N・ムラヴィヨフ伯爵宛てに公式書簡を送り、その中で、改めて朝鮮南部の馬山浦をロシアが占拠することを提起した。その際提督は、「ロシアの国家権益保護のために朝鮮の沿岸、馬山浦湾の近くに拠を置く必要性」を特に指摘している。これに対して外務大臣は一八九八年六月十日付の返書の中で、海軍省の立場には原則として同意しないとし、海軍指導部に対して「我々は、朝鮮の独立と不可侵に関する協定を日本と締結したばかりである」と念を押し、馬山浦を領有することは日本との軍事衝突を引き起こしかねないという意見を述べた。³⁵⁾更に、もう一つの重要な側面をこのロシア外務省のトップは指摘した。「極東の政治情勢を念頭に置くならば、我が国が朝鮮半島に拠点を占めた場合は、事が平和的に終わることはあり得ない」。

このように、日本もロシアも朝鮮において勢力拡張政策の試みを継続した。ロシアは朝鮮における経済的地位の強化活動を止めることはしなかった。一八九八年十二月に在濟物浦・ロシア領事から本省に送られた報告の一つに、ロシア政府の代表者が、朝鮮における土地競売に積極的に参加していることに付き、具体的な情報が記されている。

—モクノ【Mokno 木浦か】では、先ずロシア領事館用地として一九三二一mを購入、その後更に一五、三六九mを取得した(その内十五mは海岸沿い)。

—コホダ島【Cochoda Koxoda】では「灯油倉庫」その他の用地として五千mを購入。³³⁾

この件についてもロシアと日本の敵対関係が生じた。一八九九年三月、朝鮮政府は馬山浦を外国貿易のために開港する方針を公にし、それに伴

い、外国人に対して、現地住民から土地を取得する権利が与えられた。ロシア海軍省は海岸線沿いの広大な土地を取得する希望を表明し、所有者たちとすでに合意に達していた。ところが、日本政府がきわめて精神的に動き、ロシアに先行して、短時日のうちにそれらの土地を買い占めた。このような出来事が両国家間の対立を先鋭化させていったであろうことは言うを待たない。

ここでロシアの「東アジア産業会社」の活動について想起することは無駄ではなからう。この会社は一八九九年に、ニコライ二世側近の国家官僚グループによって設立された。設立者の中に皇帝の義兄アレクサンドル・ミハイロヴィチ大公も入っていた。この「企業」の設立者グループは歴史上、提唱者の一人であるA・M・ベゾブラーゾフの名にちなんで、「ベゾブラーゾフ」会社という含みのある名称で知られている。

会社自体は総資本金二百万ルーブルの「合資会社」であったが、実際には資本金の半分は皇族の個人費用から成っていた。

会社は、中朝国境を流れるヤル―河【鴨緑河】流域の森林利権を買い占めた。この「企業」の設立者及び高位の保護者の意図では、労働者に身をやつした総勢二万におよぶロシア軍部隊が東清鉄道の南側地域を警備し、想定されうる日本人の襲撃から旅順に至る道を守るはずであった。残念ながらロシアにとって、このような冒険的な計画は膨大な出費を伴うものであった。

ところが翌一九〇〇年になり、中国での義和団蜂起の鎮圧とその後の出来事との関係で、ロシアと日本の二国間関係が複雑な様相を呈してきた。

周知のように、一九〇〇年六月、大沽を奪取した後中国は、ロシアを含めた列強に宣戦布告をした(ちなみに、大沽の保塁を急襲した主力はロシアの海軍軍人たちであった)。

民衆蜂起は満州方面に飛び火し、ロシアの鉄道建設者とその警護隊は満州から追放された。

ロシア軍隊と中国軍との間で戦闘行動が開始されたが、結果的に中国は敗れ、一九〇〇年十月、満州全土がロシアの軍隊によって占領された。

このように、極東に新たに不穏きわまりない状況が生じた。在ソウル・ロシア公使A・I・パヴロフは、E・I・アレクセエフ提督に、情勢分析を伝えることが不可欠と見なした。この時、E・I・アレクセエフ提督は関東州長官かつ同地域の全ロシア軍司令官となっていた。

A・I・パヴロフは一九〇〇年七月三十一日付の書簡の中で次のように指摘している。「もし日本政府が、最終的に、朝鮮に日本の権力を確立するとうい、国民大部分の宿願を実現する希望を抱いているとすれば、我々が満州鎮圧と北京遠征の重荷を担っている今において、日本政府にとってこれ以上好適な状況はおそらく期待しえないであろう⁽³⁴⁾」。更にロシア外交官は現在情勢に対する自己の見方を記している。「日本の『V・ソボレフ注』」このような出方は、事実上我々が実行した満州占領に対する当然かつ合法的な回答に過ぎないであろう…私は個人的には、近々日本政府が朝鮮半島の軍事的占領に踏み切ったとしても、何ら驚きはしないであろう⁽³⁵⁾」。

しかしながらこの時期、ロシアの政治最高指導部は、ソウルの自国公使の不安と懸念とは無縁であった(というよりも、最高指導部の平静と強硬姿勢は、この時期、朝鮮国境からすぐ近くの満州領内にロシアの軍隊が駐屯していたことに立脚していた)。

中国との和平交渉が開始された後の一九〇〇年十一月十八日になってようやく、ロシア外務大臣V・N・ラムズドルフ伯爵から在ソウル公使宛てに情勢に見合った指示が送られた。

外務大臣はロシアと中国の交渉結果次第では、「おそらく日本は朝鮮

を自らに対する報賞とすることを目指すであろう⁽³⁶⁾とした。これに関連して大臣からロシアの外交官たちに次のような任務が与えられた。「：出来うる限り早急に、日本による占領から半島を守るための政治的結合を探索することが不可欠と思われる」。

在ソウル・ロシア公使は、一九〇〇年十一月二十二日付の返信書簡の中で、この問題に関しての自己の意見を伝えた。A・I・パヴロフが見出した一つの可能な解決策は、朝鮮そのものを実際的かつ具体的に中立化するということであった。「：問題の確固とした解決のためにはこの中立化は、内政改革と、少なくとも財政及び軍事に対する何らかのかたの外国による監視の確立を条件としたものでなければならぬ⁽³⁷⁾」。外交官であるA・I・パヴロフは、「露日共同の監視体制の確立が不可欠で、その際個々の行政分野を厳密に画定し、それら各分野の監視に関しては両政府のいずれかが優先権を持つかたちが望ましい⁽³⁸⁾」と考えていた。

同件に関し、然るべき要請が在東京・ロシア公使A・I・イズヴォリスキー宛てに出された。東京からの返書はかんばしいものではなかった。A・I・イズヴォリスキーは一九〇〇年十一月二十三日付の書簡の中で「日本は朝鮮の中立化には全く乗り気ではない」と伝えている⁽³⁸⁾。彼は、「：特に、我が国が朝鮮の隣りに強力で戦略的に有利な軍事的地位を占めている間に」東京の内閣との交渉を積極的にすべきであると考えていた。

文書史料を検討した結果判明したことは、今回も外交官たちはロシアと日本の二国間関係の根本的な改善に成功するには至らなかったということである。

その一方で、外交活動と平行して、極東におけるロシアの勢力拡張強化の過程、及び、それに応じて両国家の対立の先鋭化が共に進行していった。

ロシアは当該地域における軍事的プレゼンスを強化するために迅速かつ果敢な措置をとった。旅順の守備隊及び沿岸砲兵隊の強化、太平洋艦隊の艦船数の増強、などである。

更にロシアは、新領土取得の試みを続行し、特にカルガド島 [Корго] Kargano 【巨済島か】の取得を目指した。

一九〇三年七月三十日にロシア皇帝直属の極東総督に任命された海軍大将E・I・アレクセエフは、ロシアによる満州占領の期間延長を過激に、かつ公然と主張し、と同時に、朝鮮において日本に譲歩することに一貫して反対の立場をとっていた。

皇帝直属の総督は、露日戦争が避け得ないことを確信しており、日本に対する予防的攻撃を大々的に主導する用意があることを公に表明した。それからさほどの時が流れないうちに、歴史は旅順、奉天、対馬、他の各地に多くの痕跡を残すことになる。

一九〇五年、ロシアと日本の間にポーツマス条約が調印された。条約に従い、とりわけ次のような措置がとられた。

— ロシアは、旅順と大連、及びそれらに隣接する地域の租借権を日本に譲渡した。

— 同じく、長春から旅順に至る鉄道、及び鉄道に隣接する炭坑を譲渡した。

— 朝鮮における日本の優越権を認めた。

— 双方は自国の軍隊を満州から引き揚げることを確約した。

このように、東南アジアにおけるロシアの立場は弱まる結果となり、朝鮮における二十年間にわたるロシアの積極的な外交活動の成果はすべて失われた。

【註】

- (1) Российский Государственный архив Военно - Морского Флота (далее - РГАВМФ), Ф.909,оп.1, д.254, л.2об.
 (2) РГАВМФ, Ф.417, оп.1., д.1711, л.119.
 (3) там же, Ф.16,оп.1, д.229, л.л.3-3об.
 (4) там же, Ф.650, оп. 1, д. 134, лл. 8 об - 9.
 (5) Грингмут В.А. «Изменилась ли внешняя политика России?»/ Московские ведомости, 1898, 17 марта.
 (6) Шмурно Е.Ф. "Россия на берегах Желтого моря"/ Санкт - Петербургские ведомости, 1898, 23 марта.
 (7) РГАВМФ, Ф. 510, оп. 1, д. 5, л.171.
 (8) там же, Ф. 909, оп.1, д. 254, л. 4.
 (9) там же, л. 4 об.
 (10) там же, Ф.536, оп.1, д.110, л. л. 98 - 99.
 (11) там же, Ф. 650, оп.1, д.51, л. л. 47 об 48 об.
 (12) там же, д. 119, л. 22
 (13) там же, л.л. 22 об - 23.
 (14) там же, л.28.
 (15) там же, л.л. 66 об - 67.
 (16) там же, д.110, л.л.80 - 80об.
 (17) там же, д. 119, л.л. 34, 73.
 (18) там же, Ф. 510, оп.1, д.3, л. л. 88 - 88 об.
 (19) там же, л.л. 104 - 105, 106 об 107.
 (20) там же Ф.650, оп.1, д.134, л.л. 5 - 5об.
 (21) там же, Ф. 546, оп. 1, д.7.л.л.80 - 81.
 (22) там же, Ф. 9, оп.1, д.5 л.л. 78 об - 79.
 (23) там же, Ф. 536, оп.1, д.124, л.л. 93 - 94.
 (24) там же, Ф.650, оп.1, д.119, л. 66 об.
 (25) там же, д. 118, л.л.80 - 81.
 (26) там же. д. 134, л.л. 7 - 8.

- (27) там же, д.206, л.л. 30 - 30 об.
 (28) там же, Ф. 417, оп. 1, д. 1711, л.л. 122 - 122 об.
 (29) там же, л.л. 126 - 126 об.
 (30) там же, л. 125.
 (31) там же, л.л. 123 об - 124.
 (32) там же, л.л. 123 об - 124.
 (33) там же, Ф. 9, оп. 1, д.6, л.л. 61 об - 62.
 (34) там же, Ф. 32, оп. 1, д. 57, л. 48 об.
 (35) там же, л.л. 49 - 49 об.
 (36) там же, л.л. 86 - 86 об.
 (37) там же, л.л. 88 об - 89.
 (38) там же, л.л. 90 - 90 об.

* 【 】内は翻訳者の注及び補足。

(翻訳 有泉和子)